

建設業退職金共済約款の改正について

以下の通り建設業退職金共済約款の一部改正を行います。詳細は次ページ以降の新旧対照表をご参照ください。

1 機構が使用・取得を可能とする個人情報について、他の入退場管理システム及び就業履歴登録システムとの連携に関する項目を追加しました。(第3条第2項)

電子ポイント方式について、他の入退場管理システム及び就業履歴登録システムと連携することで、より簡易的かつ確実に被共済者の就労実績の報告が可能となります。

2 改正約款の施行日

令和8年4月1日

独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款
新旧対照表（案）

別 添

改正後	現行
独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款	独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款
（平成１５年１０月１日）	（平成１５年１０月１日）
改正 平成１６年 ６月２２日	改正 平成１６年 ６月２２日
改正 平成１７年 ６月２１日	改正 平成１７年 ６月２１日
改正 平成２５年 ３月１３日	改正 平成２５年 ３月１３日
改正 平成２６年 ７月 １日	改正 平成２６年 ７月 １日
改正 平成２８年 ４月 １日	改正 平成２８年 ４月 １日
改正 平成２９年１１月 １日	改正 平成２９年１１月 １日
改正 令和 ２年１０月 １日	改正 令和 ２年１０月 １日
改正 令和 ３年１０月 １日	改正 令和 ３年１０月 １日
改正 令和 ４年 ４月 １日	改正 令和 ４年 ４月 １日
改正 令和 ５年１２月 １日	改正 令和 ５年１２月 １日
改正 令和 ６年 ８月 １日	改正 令和 ６年 ８月 １日
改正 令和 ７年 ８月 １日	改正 令和 ７年 ８月 １日
<u>改正 令和 ８年 ４月 １日</u>	
第１条から第２条 省略	第１条から第２条 省略
（個人情報の取扱い及び利用目的等）	（個人情報の取扱い及び利用目的等）
第３条 機構は、保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）及びその関係政省令に基づき適正に取り扱います。	第３条 機構は、保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）及びその関係政省令に基づき適正に取り扱います。

2. 機構が取得する個人情報の利用目的は、次の各号のとおりとし、これら以外の目的のために自ら利用又は提供しません。 (1) 共済契約の締結、継続、保全及び解除に関すること。 (2) 退職金の支払いに関すること。 (3) 掛金の収納及び返還、電子納付の原資となる金銭の収納及び返還並びに証紙の受払いに関すること。 (4) 被共済者の就労の実績の報告に基づく電子納付に関すること。 (5) 建設業退職金共済手帳（以下「手帳」という。）に関すること。 (6) 退職金共済制度の統計・調査に関すること。 (7) 建設キャリアアップシステムとの連携に関すること。 <u>(8) 入退場管理システム及び就業履歴登録システムとの連携に関すること。</u> <u>(9) 資産運用その他の退職金共済事業の運営に必要なこと。</u> 3. 個人情報の取得に当たっては、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合を除き、これを明示します。また、保有する個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、当該利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行います。 第4条から第43条 省略 附 則 1. この約款は、平成15年10月1日から施行します。 2. 機構は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年11月1日以後において、建設業退職金共済制度に関する実証実験に関し、個人情報を取得し、自ら利用又は提供することができます。 附 則 この約款は、平成16年6月22日から施行し、平成16年4月1日から適用し	2. 機構が取得する個人情報の利用目的は、次の各号のとおりとし、これら以外の目的のために自ら利用又は提供しません。 (1) 共済契約の締結、継続、保全及び解除に関すること。 (2) 退職金の支払いに関すること。 (3) 掛金の収納及び返還、電子納付の原資となる金銭の収納及び返還並びに証紙の受払いに関すること。 (4) 被共済者の就労の実績の報告に基づく電子納付に関すること。 (5) 建設業退職金共済手帳（以下「手帳」という。）に関すること。 (6) 退職金共済制度の統計・調査に関すること。 (7) 建設キャリアアップシステムとの連携に関すること。 (8) 資産運用その他の退職金共済事業の運営に必要なこと。 3. 個人情報の取得に当たっては、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合を除き、これを明示します。また、保有する個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、当該利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行います。 第4条から第43条 省略 附 則 1. この約款は、平成15年10月1日から施行します。 2. 機構は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年11月1日以後において、建設業退職金共済制度に関する実証実験に関し、個人情報を取得し、自ら利用又は提供することができます。 附 則 この約款は、平成16年6月22日から施行し、平成16年4月1日から適用し
---	---

ます。 附 則 この約款は、平成１７年６月２１日から施行し、平成１７年４月１日から適用します。 附 則 この約款は、平成２５年３月１３日から施行し、平成２５年１月１日から適用します。 附 則 この約款は、平成２６年７月１日から施行します。 附 則 この約款は、平成２８年４月１日から施行します。 附 則 この約款は、平成２９年１１月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和２年１０月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和３年１０月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和４年４月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和５年１２月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和６年８月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和７年８月１日から施行します。 <u>附 則</u> <u>この約款は、令和８年４月１日から施行します。</u>	ます。 附 則 この約款は、平成１７年６月２１日から施行し、平成１７年４月１日から適用します。 附 則 この約款は、平成２５年３月１３日から施行し、平成２５年１月１日から適用します。 附 則 この約款は、平成２６年７月１日から施行します。 附 則 この約款は、平成２８年４月１日から施行します。 附 則 この約款は、平成２９年１１月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和２年１０月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和３年１０月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和４年４月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和５年１２月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和６年８月１日から施行します。 附 則 この約款は、令和７年８月１日から施行します。
---	---